

兵庫県公報

令和4年12月16日 金曜日 第372号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出（同）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	7
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	13
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	15
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	17
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	17
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	18
○ 同 上（淡路県民局）	18

公 告

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	19

病院局公告

○ 兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施	20
--	----

内水面漁場管理委員会公告

○ 漁業法に基づく指示	22
-------------	----

告 示

兵庫県告示第1472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

兵庫県に設置する「兵庫県立がんセンター駐車場等整備運営事業事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 事業予定者の決定

委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(3) 当選者の通知

応募者全員に優先交渉権者及び次点者(以下「優先交渉権者等」という。)の名称(グループによる申請の場合は代表事業者名)を電子メールで通知するとともに、応募件数及び優先交渉権者等の名称(グループによる申請の場合は代表事業者名)を兵庫県ホームページで公表する。

8 その他

(1) 本公告及び公募要項の承諾

兵庫県は、提案書類の提出をもって、応募事業者が公募要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 詳細は公募要項による。

内水面漁場管理委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和4年11月29日に次のとおり指示した。

令和4年12月16日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近藤 敏三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、採捕したコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(イ) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(ロ) P C R 検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和5年1月1日から同年12月31日まで